

令和 7 年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

第 1 5 4 号議案

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3
3 手数料の再算定	4
4 新旧対照表	5
【参考】使用料・手数料の算定方針	6 ～ 11

市 民 健 康 部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則により、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	手数料	参考
長崎市動物の愛護及び管理に関する条例	返還手数料	—
	飼養管理手数料	現在は条例で飼養管理費として規定し、手数料の額については規則において規定している。

(3) 参考

長崎市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（犬の抑留）

第17条 市長は、野犬及び第9条第1項第1号の規定による係留をされていない飼い犬（以下、「野犬等」という。）を抑留することができる。

（返還手数料等）

第19条 飼い主は、第17条第1項の規定により抑留された飼い犬を引取る場合には次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納入しなければならない。

2 改正の内容

(1) 長崎市動物の愛護及び管理に関する条例

ア 手数料の改定

区 分	改正案	現 行
返還手数料	1頭につき 4,900円	1頭につき 3,771円
飼養管理手数料（※）	1頭1日につき 540円	市長が別に定める額

（※）現行の名称は飼養管理費、金額は規則において「1日につき1頭366円」としている。

イ 施行期日

令和8年4月1日

ウ 経過措置

改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に引き取られる飼い犬に係る返還手数料について適用する。

3 手数料の再算定

(1) 算定結果

ア 返還手数料

① 現行料金	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額 (①×1.3)	⑥ 最終結果 (④と⑤の 小さい方、10円未満 切り捨て)	⑦増減 (⑥-①)
3,771円	5,963円	—	5,963円	4,902円	4,900円	1,129円

イ 飼養管理手数料

① 現行料金	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額 (①×1.5)	⑥ 最終結果 (④と⑤の 小さい方、10円未満 切り捨て)	⑦増減 (⑥-①)
366円	1,675円	120円	1,795円	549円	540円	174円

(2) 減免

本条例については、減免を設定しない。

4 新旧対照表

改正後	改正前
<u>(手数料)</u> 第19条 飼い主は、第17条第1項の規定により抑留された飼い犬を引き取る場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納入しなければならない。 (1) 返還手数料 1頭につき<u>4,900円</u> (2) <u>飼養管理手数料</u> 1頭1日につき<u>540円</u>	<u>(返還手数料等)</u> 第19条 飼い主は、第17条第1項の規定により抑留された飼い犬を引き取る場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納入しなければならない。 (1) 返還手数料 1頭につき<u>3,771円</u> (2) <u>飼養管理費</u> <u>市長が別に定める額</u>

【参考】 使用料・手数料の算定方針

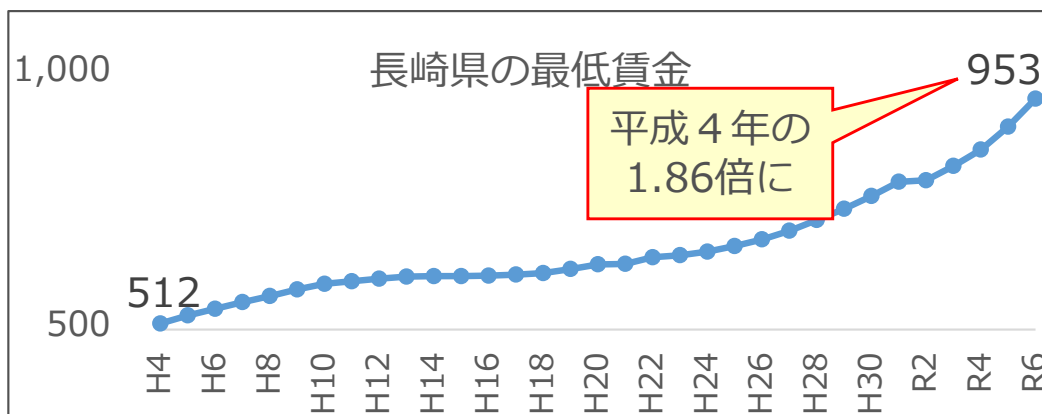
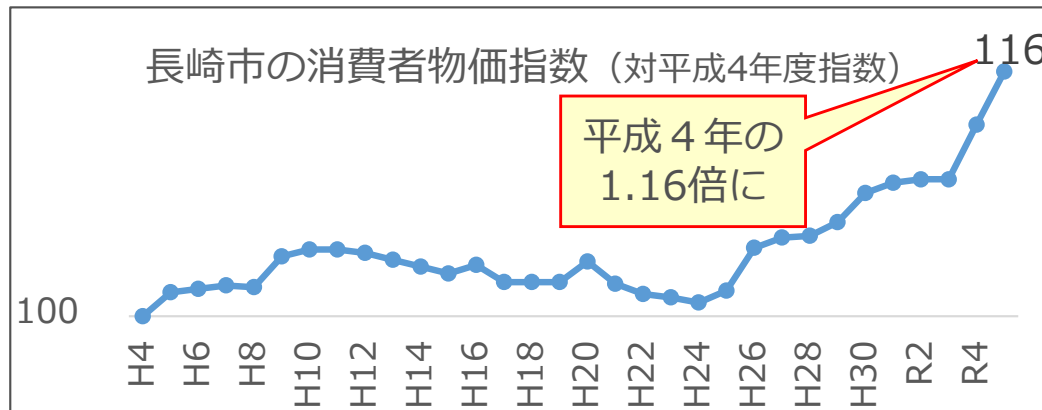
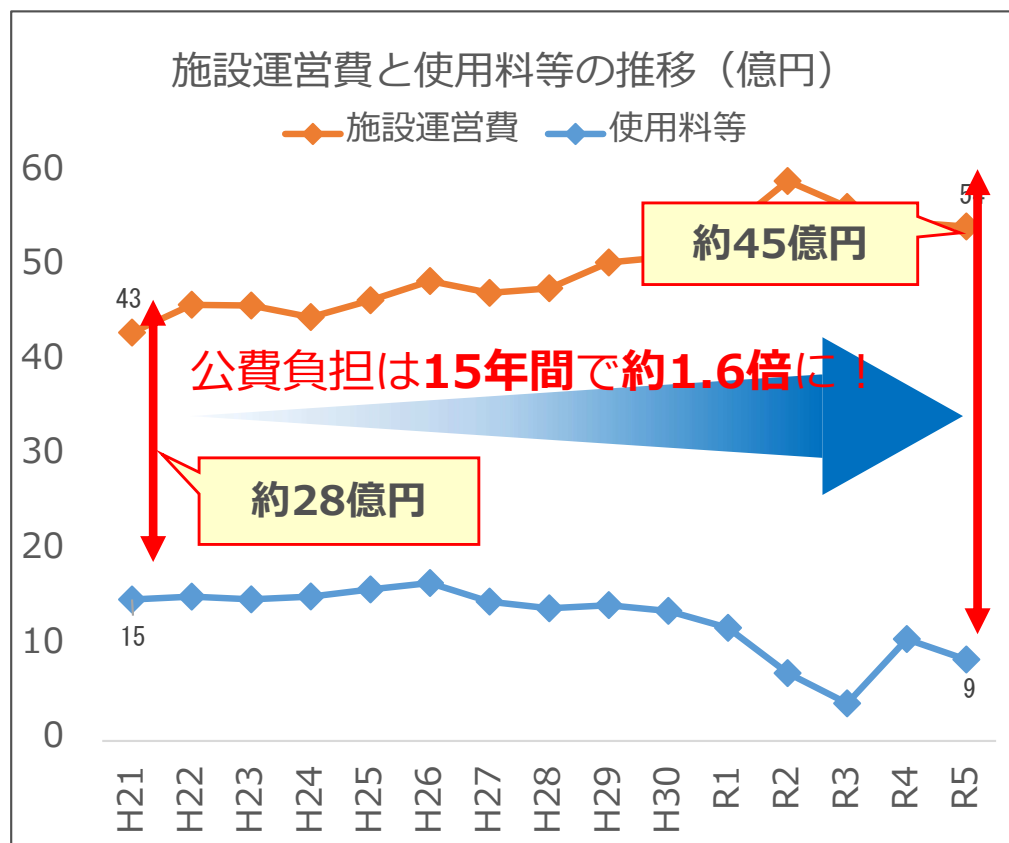
(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの施設運営費は増加し続けているため、本来、施設の利用者が負担する使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず、不足分は公費（税金等）で補っている状況である。

なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

エ 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

オ 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア） 人件費	1 分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ） 物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、**前倒して見直し**を行う。